

令和8年度(2026年度)

償却資産(固定資産税)申告の手引き

市税につきましては、平素より格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用の資産)についても課税の対象となります。償却資産の申告は、毎年1月1日現在の資産状況を資産所在地の市町村長に申告していただくこととなっております。(地方税法第383条の規定によります。)この申告書の手引きを参考に申告書を作成のうえ、ご提出をお願いいたします。



南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん」

申告期限は
令和8年2月2日(月)です。
期限間近は窓口が大変混雑しますので、1月23日(金)までの提出にご協力願います。

- ◎ 申告していただく資産
令和8年1月1日現在、南あわじ市内に所有している事業用資産(償却資産)
- ◎ 提出書類
 ①**償却資産申告書(提出用)**、②**種類別明細書(提出用)**
 ※自社作成の申告書を使用される場合でも、お手数ですが本市から送付する申告書を添付してください。
- ◎ 提出先及び方法
 -**市役所に提出する場合 市役所本館1階または沼島出張所**
 -**市民交流センターに預ける場合 受付印の押印はできません。ご了承下さい。**

申告に関するお問い合わせ

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市役所市民福祉部税務課 TEL:0799-43-5213(直通)
 mail:zeimu@city.minamiawaji.hyogo.jp FAX: 0799-43-5313

・郵送の場合

控えに受付印が必要な場合は、控用申告書と返送分の切手を貼付し宛先を表書きした返信用封筒を同封して下さい。

・電子申告の場合

南あわじ市では、事務所やご自宅からインターネットを通じて申告が可能なeLTAX(エルタックス)を利用した電子申告等の受付を行っています。

ご利用にあたっての詳細は、地方税共同機構ホームページをご覧ください。お電話でのお問い合わせはヘルプデスクへ
 U R L <https://www.eltax.lta.go.jp/news/02617>
 ヘルプデスク

電話番号 0570-081459又は03-5521-0019

利用時間 9~17時 (土日祝、年末年始 12/29~1/3 は除く) 地方税共同機構QRコード



- ◎ 申告書の書き方がわからない場合は、次の資料をご用意の上、税務課固定資産税係までお越しください。
 - ① 固定資産台帳 ②法人税申告書別表16 ③所得税収支内訳書(收支決算書)
- ◎ **廃業・休業・解散された場合は申告書にその旨と当該年月日を記入し、提出してください。**
- ◎ 申告した後、申告事項に誤りがありましたら修正申告をしてください。
- ◎ 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合
 正當な理由がなく申告されない場合は地方税法第386条及び南あわじ市税条例第75条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告して下さい。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。
- ◎ 実地調査について
 申告書受理後、申告内容の確認や未申告者の資産調査のため、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行う場合がありますので、その際はご協力をお願いします。
 また、地方税法354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほどお願いします。
- ◎ 過年度への遡及について
 申告内容の修正や申告漏れ等の課税については、申告された年度だけでなく、資産を得られた翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法の規定により、最大5年を限度とします。過年度分の課税が発生した場合は、通常の納期と異なり、一括で納付していただくことになります。

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、法人や個人の方が事業を営むために所有している土地家屋以外の有形の固定資産です。所得税法または法人税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費(減価償却等)に算入されるものをいいます。

2 償却資産申告の対象となるもの

1月1日現在南あわじ市内にある(南あわじ市内で所有している)事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当するものです。(土地・家屋以外)

種類	具体例
1 構築物	駐車場舗装、フェンス、玉葱小屋、畦畔コンクリートなど
2 機械装置	太陽光発電設備、ガス窯、糊摺機、野菜収穫機、クレーンなど
3 船舶	漁船、モーターボートなど
4 航空機	ヘリコプター、グライダーなど
5 車両運搬機	農民車(高島式を除く)、大型特殊自動車、運搬車など
6 工具・器具及び備品	机、椅子、パソコン、エアコン、金型、器具など

- 土地家屋以外の有形固定資産で、税務会計上、減価償却の対象としている資産
- 決算期以降取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- 建設仮勘定で経理されている資産
- 償却資産(減価償却が終わった資産、最低限度額(取得価格の5%)のみの対象)
- 簿外資産(事業に使うことができる限り申告の対象)
- 遊休資産・未稼働資産(今は使っていないが、いつでも事業に使うことができる資産)
- 大型特殊自動車(陸運局への登録の有無に関わらず申告してください)
- ファイナンス・リース契約(契約終了後、借主に所有権が移転)による資産
- 資本的支出、改良費(資産本体の取得価格と別に価格を記載してください)
- 福利厚生の用に供している資産(社宅等営利に使用していない福利厚生施設の備品等)
- 美術品(書画骨董等で多数あり、代替性のあるもの)、生物(観賞用、興行用)
- 後記の4少額の減価償却資産の取り扱いにより、申告対象となるもの

◆ 割賦販売、借用資産(リース資産)の取り扱い

割賦販売	原則、買主の償却資産として申告が必要です。
リース資産	通常、貸主の償却資産として申告が必要です。ただし、リース期間満了後、所有権が借主に移転する場合は、借主の償却資産として申告が必要です。

◆建築設備における家屋との区分(建築設備については家屋と償却資産を区分して課税する)

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、灯光器等、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
太陽光発電設備	太陽光発電設備一式 (右記以外のもの)	屋根建材一体型 太陽光発電設備一式
簡易間仕切り	床から天井まで達しない程度の物	床から天井まで達する程度の物
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (旅館、飲食店、病院等)	サービス設備以外の設備
洗濯設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
電話設備	ルームエアコン	家屋と一体になっている設備

※家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備等(電気設備、給排水設備など)は家屋と一体であっても償却資産とみなされます。この場合、取り付けた人(テナントなど)の償却資産として申告する必要があります。

◆太陽光発電設備の課税対象

個人 (住宅用)	10KW 以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10KW 未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
	【課税対象】 家屋の屋根等に設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電にかかる設備は課税の対象となります。	【課税対象外】 売電するための事業用資産に該当しないため、課税の対象外
個人 (事業用)	【課税対象】 家屋や構築物・事業場・または農地等(※)に設置した太陽光発電設備は、事業用の資産となるため、発電出力量や売電の有無にかかわらず課税対象となる。	
法人		

※農地等に太陽光発電設備を設置した場合、課税地目を雑種地として評価します。

3 償却資産申告の対象とならないもの

□ 小型特殊自動車に分類され、軽自動車税の課税対象となるもの等

小型特殊自動車	長さ	幅	高さ	最高速度	事例
特殊自動車	7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15Km/h以下	フォークリフト、ショベルローダ等
農耕用作業自動車(サイズ関係なし)	乗用装置あり			35Km/h未満	トラクター、コンバイン、田植機等
	国交大臣指定				ロールベーラ、トレーラー等

※トラクター等のアタッチメントについては、トラクター等本体の一部とみなします。

※小型特殊自動車は、ナンバープレートの交付を受けてください

- 無形固定資産(例:特許権・ソフトウェア・漁業権など)
- 繰延資産(例:開業費、試験開発費など) □ 棚卸資産(例:商品・貯蔵品など)
- 美術品(非課税資産となるもので、書画・骨董等で希少価値を有し代替性のないもの)
- 果樹、生物(牛馬など、観賞用・興行用でないもの)
- 取得価格20万円未満であるファイナンスリース契約によるもの
- 後記の4少額の減価償却資産の取り扱いにより、申告対象とならないもの
- 他市町村にある資産(他市町村で事業のように供している資産)

4 小額の減価償却資産の取り扱い(○=申告対象 ×=申告対象外)

償却方法	取得価格		
	10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満
個別減価償却	○	○	○
即時償却資産	○	○	○
3年一括償却	×	×	
一時損金算入	×		

※即時償却資産:租税測別措置法に基づく「中小企業者等の方少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」により算入した資産(ただし、H15.4.1~H18.3.31に取得した10万円未満の資産は対象)

5 国税(所得税など)との取扱いの違い

項目	固定資産税(償却資産)	国税(法人税・所得税)
償却計算の方法	定率法のみ[注1]	定率法・定額法の選択制
減価償却の期間	暦年(賦課期日制度)	法人:事業年度
		個人:暦年
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度[注2]	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却[注3]	認められます	認められます
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します)	原則区分、一部合算も可
評価額の最低限度	取得価格の5%	1円(備忘価格)

[注1] 減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。

[注2] 圧縮記帳の制度については認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

[注3] 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

6 債却資産の評価と課税

① 債却資産の評価方法

債却資産の評価は、債却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

② 評価額の計算方法

(1) 前年中に取得したもの $\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率}/2) = \text{評価額}$

(2) 前年前に取得したもの $\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$
以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

評価額の計算例

取得価額 500,000 円、取得時期:令和7年2月、耐用年数 3 年の場合 耐用年数 3 年に応ずる減価率は 0.536(次項の減価残存率表を参照) 令和8年度の評価額 = $500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.536 \times 1/2) = 366,000 \text{ 円}$ 令和9年度の評価額 = $366,000 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 169,824 \text{ 円}$ 令和10年度の評価額 = $169,824 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 78,798 \text{ 円}$ 令和11年度の評価額 = $78,798 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 36,562 \text{ 円}$ 令和12年度の評価額 = $36,562 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 16,964 \text{ 円} < 25,000 \text{ 円}$
--

※令和12年度で算出額が取得価額の 5%(25,000 円)より小さくなりますので、

令和12年度以降の評価額は 25,000 円となり、この金額より下がりません。

③ 決定価格・課税標準

全償却資産の評価額の合計額が、課税標準額となります。

※課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります(次項の固定資産軽減措置を参照)

④ 免税点の判定

全償却資産の課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は、課税されません。※免税点未満の場合でも、申告は必要です。

⑤ 税率・税額

課税標準額(1,000 円未満切捨) × 1.4% = 税額(100 円未満切捨)

※土地・家屋がある場合は、それぞれの課税標準額を足した額から 1,000 円未満を切捨てます

⑥ 固定資産台帳の閲覧

申告または調査に基づいて償却資産の価格などが決定されると、償却資産課税台帳に登録されます。課税台帳は所有者が毎年4月1日から閲覧できます。

⑦ 納税通知の発送

納税通知書2枚目に(c)欄に償却資産課税標準額を記載していますのでご確認ください。

【減価残存率表】(1年目:1-減価率/2、2年目:1-減価率)

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得(1年目)	前年前取得(2年目)			前年中取得(1年目)	前年前取得(2年目)			前年中取得(1年目)	前年前取得(2年目)
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

【各資産耐用年数】

次項減価償却資産耐用年数表は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40.3.31 大蔵省令第15号)」より抜粋しています。

こちらに掲載以外の減価償却資産耐用年数については、南あわじ市固定資産税ホームページでご確認ください。



固定資産税QRコード

機械装置以外のもの

(別表一より抜粋)

資産の名称	耐用年数	区分
アスファルト舗装	10年	構築物／舗装道路及び舗装路面
コンクリート舗装	15年	
フェンス	10年	構築物／金属造りのもの
看板	金属製	20年
	金属製以外	10年
ビニールハウス	基礎あり	14年
	基礎なし	10年
農林業用のもの	井戸、畦、用水路等	17年
	井戸等	14年
	暗渠、井戸等	10年
下水道、飼育場及び堀、側溝	15年	構造物／主としてコンクリート又はブロック造りのもの
エアコン、冷蔵庫	6年	器具・備品／1／冷房用又は暖房用機器、冷蔵庫
自動車	小型車	4年
	貨物自動車	5年
	その他のもの	6年
フォークリフト	4年	車両・運搬具／フォークリフト
電気設備	蓄電池電源設備	6年
	受変電設備	15年
屋外給排水設備	15年	建物附属設備
事務用机・椅子	金属製	15年
	その他	8年
パソコン	サーバ用以外	4年
電話設備(デジタルボタン)	6年	器具・備品／2／電話設備その他の通信機器
陳列棚	冷凍・冷蔵庫付	6年
	その他	8年

機械装置

(別表二より抜粋)

設備の種類(業種別)	耐用年数	設備の種類(業種別)	耐用年数
鉄鋼工業用設備	表面処理鋼材・鉄粉製造業 鉄スクラップ加工処理業用設備 ・純鉄、現鉄、ペースメタル、エロアロイ、鉄素形・鋳鉄管製造業設備 ・その他の設備	5年	繊維工業用設備
	9年	・炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他	3年
		・その他の設備	7年
		建築材料・鉱物金属材料等卸売業	13年
農業	7年	・石油液化ガス卸売用設備(貯ろうを除く)	8年
漁業、水産養殖業	5年	・その他の設備	
電気機械器具製造業	7年	その他の製造業	9年
窯業、土木製品製造業	9年	飲食店業	8年

設備の種類(業種別)	耐用年数	設備の種類(業種別)	耐用年数
石油製品・石炭製品製造業	7年	洗濯業、理容業、美容業、浴場業	13年
汎用機械器具製造業	12年	情報通信機械器具製造業	8年
飲食料品卸売業	10年	自動車整備業	15年
その他のサービス業	12年	その他の生活関連サービス業	6年
その他の小売業	・ガソリン及び液化石油ガススタンド設備 ・その他の設備 金属製のもの その他のもの	8年	生産用機械器具製造業
		17年 8年	
			・金属加工機械製造設備 ・その他の設備
			9年 12年

【固定資産軽減措置】

地方税法第349条の3項及び同法附則第15条に定める資産については課税標準の特例が適用されます。主なものの適用期間と特例率は以下のとおりです。

特例対象資産	取得期間	適用期間	特例率	添付書類(写し等)
内航船舶	制限なし	制限なし	1/2	なし
再生可能エネルギー発電設備 注1	H28年度～R8年度	3年度分	1000kw 未満⇒2/3 以上⇒3/4	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」
賃上げ目標を盛り込んだ先端設備導入計画に基づく設備投資 注2	無 R5年度～R6年度	3年度分	1/2	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」、「先端設備導入計画認定書」、「工業会等による仕様等証明書」
	有 R5年度	5年度分	1/3	
	有 R6年度	4年度分	1/3	
	1.5%以上 R7年度～R9年度	3年度分	1/2	
	3%以上	5年度分	1/4	

注1 対象者：自家消費型の太陽光発電設備(認定を受けている発電設備は対象外)

注2 対象設備は先端設備等導入計画の認定後の取得が必須です

①市町村計画に基づき中小事業者等が取得するもの(市町村の導入促進基本計画に適合)

②生産性向上に資するもの(導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの)

③企業の収益向上に直接つながるもの(導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの)

※制度の詳しい内容は中小企業庁ホームページをご確認ください。

【固定資産税の課税免除・不均一課税について】

次の地域・条例等により、条件に一致すれば課税免除及び不均一課税の対象となります。

…過疎地域、地域未来投資法、南あわじ市企業等誘致条例等

※詳しい内容は南あわじ市ホームページをご確認ください。